

令和5年嵐山町農業委員会 第3回総会議事録

1. 開会日時 令和5年3月24日(金) 午前10時30分
から午前11時00分

2. 開催場所 嵐山町役場 204・205会議室

3. 出席委員(出席者8名)

農業委員

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子

第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第 5 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第 6 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第 7 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第 8 議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

日程第 9 議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局 内田雅幸・根岸敏徳・高田遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和5年嵐山町農業委員会第3回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第7 青木 美恵子 委員

議席番号 第1 瀬山 和令 委員

議席番号 第2 金井 敏隆 委員

以上3委員を指名します。

議長

続きまして、日程第2 会期の決定を議題とします。会期は、本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

続きまして、日程第3 諸般の報告をします。
初めに、農業委員会第3回総会に提出されました議案について報告します。報告第5・6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について2件、議案第6・7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について2件、議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について1件、議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について1件、合計6件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で、報告を終わります。

議長

続きまして、日程第4 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についての件を議題とします。

本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、説明いたします。

届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番
△ 地目：畑、面積：526㎡です。

譲受人は、東松山市大字〇〇〇△△△△番地 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 氏名A氏です。

事務局

譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△
氏名B氏です。

転用目的は、駐車場用地です。

令和5年3月9日、嵐山町農業委員会事務局長専決規
程に基づき、受理しております。以上です。

議長

ありがとうございました。

この件につきましては、嵐山町農業委員会事務局
専決規定第3条に基づく専決処分の報告事項ですの
で、ご了承願います。

議長

続きまして、日程第5 報告第6号 農地法第5条第1
項第7号の規定による農地転用届出についての件を議
題とします。

本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による
農地転用届出について、説明いたします。

届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番
△△ 地目：畑、面積：1,186㎡です。

譲受人は、東松山市大字〇〇〇△△△△番地 株
式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 氏名C氏
です。

譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△
氏名D氏です。

転用目的は、専用住宅です。

令和5年3月9日、嵐山町農業委員会事務局長専決規
程に基づき、受理しております。以上です。

議長

ありがとうございました。

この件につきましては、嵐山町農業委員会事務局
専決規定第3条に基づく専決処分の報告事項ですの
で、ご了承願います。

議長

続きまして、日程第6 議案第6号 農地法第5条
第1項の規定による許可申請についての件を議題とし
ます。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請について、説明いたします。

申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△
番 外△筆、地目：畑、面積：計3,245㎡です。

譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△ 〇
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 代表理事 氏名E氏で
す。

事務局

譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地 氏
名F氏 外△名です。

転用目的はまつり会場（一時転用）です。

申請人は、初年度の平成28年からラベンダーの植え付けを開始し、3年かけて約9haのラベンダー園を整備してきました。このラベンダーによる地域経済活性化の核となる「ラベンダーまつり」については、平成30年にプレオープンイベント、令和元年に農作物をはじめ、地元製品の販売、ラベンダースティックづくり、花穂摘み取り体験などを内容とする、本格的な「まつり」を開催し、約8万人の来場者がある催しとなっています。

観光農業における集客には、まつりの中核となる催し会場が必要不可欠です。これまで実施したラベンダーまつりにおいても、ラベンダー園内の一部を一時転用の許可を得て、場所を確保してきました。

事務局

特産物等物販やラベンダーを使った体験教室などによるまつり会場は、来場者の満足感を高めるためにもラベンダーに囲まれた中に設けることが、最も望ましいと考えています。

このため、今年も開催を計画しているラベンダーまつりにおいて、物販等の会場設置するため、一部の農地について、一時転用の必要があります。これらの状況から、当申請に至ったとのことことです。

それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

工事計画：令和5年5月1日から令和5年7月31日まで

農地区分：10ha以上の規模の農地の区域内にある農地であるが、当事業は一時的な土地の利用であり、農業振興地域整備計画の達成に及ぼす恐れはない。よって、農用地区域内農地の転用の例外に該当します。

事務局

資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計画書や残高証明書の添付があり、自己資金での工事であるため、問題ないと思われます。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：工事工程表も添付されており、まつりの開催時期も限られているため、遅滞なく行われると思われます。

行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み：令和5年2月13日に町からの適合証明が出されております。

計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと思われます。

事務局

一時転用である場合には、その妥当性：会場の安全性を確保するための入口の設置及び物販等の会場を設置するものであるため、やむを得ないと考えます。

尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地利用の見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については全て該当しません。

全体としまして転用許可申請面積が3,000㎡以上の場合は、埼玉県農業会議の常設審議委員会に意見を照会します。常設審議委員会は、埼玉県内の農業委員会会長及び、県内市町村長の中から選任されています。

本申請地は合計3,245㎡のため常設審議委員会に意見を照会するものであります。

事務局

今後の予定ですが、本日の総会終了後に埼玉県農業会議に申請し、4月7日（金曜日）の常設審議委員会に意見を求めます。問題がなければ常設審議委員会の意見書と農業委員会の意見書を添付し県に進達いたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

青木委員

使用貸借権の設定期間はいつからいつまでか。

事務局

令和5年5月1日から令和5年7月31日までとなっております。

青木委員 分かりました。回答ありがとうございました。

議長 他に質疑はございますか。

(なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、
現地調査をしておりますので、その報告を第4班
金井委員、お願いします。

金井委員 3月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまい
りました。〇〇〇〇内にある農地であり、まつり会場
への一時転用です。周辺農地に影響はなく、許可妥当
と判断いたしました。以上報告いたします。

議長 ありがとうございました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申
請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、日程第7 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△外△筆、地目：畑、面積：計2,686㎡です。

事務局

譲受人は、千葉県〇〇市〇〇△△△△番地△ 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 氏名G氏です。

譲渡人は、東京都〇〇区〇〇△丁目△番地△△ 氏名H氏 外△名です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請者は、遊休農地を有効活用することで、再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用し、太陽光エネルギーを活用した環境保全活動に取り組みたいと考えています。地主や相続人も今後耕作を続けていく意思がなく、申請地が荒廃する可能性もあり、草刈り等の管理だけでも大変な労力と費用がかかるため、日照時間が長く発電条件の良い本申請地を選定し、申請に至ったとのことでした。

事務局

それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

工事計画：令和5年8月1日から22年間

農地区分：第2種農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

資力及び信用：過去に違反転用はなく、残高証明書等が添付されており、自己資金での工事であるため、問題ないと思われます。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：工事工程表のとおり、遅滞なく行われると思われます。

行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み：経済産業省より再生可能エネルギー発電事業計画の認定も受けており、町農政課へ水路占用にかかる公共物使

事務局

用許可を申請中とのことでした。

計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと考えます。

法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況：太陽光発電事業の窓口である町環境課との協議も済んでいるとのことでした。

尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地の利用見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性については、全て該当しません。

事務局

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第4班金井委員、お願いします。

金井委員

3月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。株式会社〇〇〇〇の□側にある農地であり、太陽光発電設備を設置予定です。周辺農地に影響はなく、やむを得ず、許可妥当と判断いたしました。以上報告いたします。

議長

ありがとうございました。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長

本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手 全員

議長

よって、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長

続きまして、日程第8 議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等についての件を議題とします。

議長

農業委員会は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、令和5年3月末までに翌年度の

議長 最適化活動の目標設定を行うことになっております。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案第8号について、資料に沿って説明をする)

議長 ただいまの、事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。これより、議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等についての件を採決します。

議長 令和5年度最適化活動の目標の設定等についての件を原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、日程第9 議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての件を議題とします

議長 令和5年4月1日施行の改正農業委員会法では、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、全ての農業委員会において定めなければならないこととされております。本案について、事務局から説明をお願いします。

議長 (議案第9号について、資料に沿って説明をする)

議長 ただいまの、事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ

瀬山委員 担い手の育成・確保の数値について、数年後の目標値を上げたほうがよいのではないか。

事務局 農林業センサスの数字をベースにしているため、目標値の設定も難しいが、再度、計算等をし直し、変更があれば、後日報告させていただきます。

瀬山委員 わかりました。よろしく願いいたします。

議長 他に質疑はございますか。

(なし)

議長 質疑を打ち切ります。これより、議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての件を採決します。

議長 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての件を原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第9号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針については原案のとおり決定いたしました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

議長

以上を持ちまして、令和5年嵐山町農業委員会第3回総
会を閉会します。

議長

ご苦勞様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

委員 青木 美恵子

委員 瀬山 和令

委員 金井 敏隆
